

文化フォーラム春日井・視聴覚ホール お申込みの手引き



平成21年4月1日作成
(令和2年4月1日改訂)

公益財団法人かすがい市民文化財団 施設サービスグループ

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町 5-44
文化フォーラム春日井

TEL:0568-85-6868 FAX:0568-82-0213

メール: sss@kasugai-bunka.jp

ホームページ: <http://www.kasugai-bunka.jp/>

～ 目 次 ～

1文化フォーラム春日井・視聴覚ホールの概要	3
◆文化フォーラム春日井と(公財)かすがい市民文化財団について	
◆設備概要	
◆開館時間	
◆ご利用区分とホール使用料	
◆控室・給湯室	
◆附属設備(有料)	
2ご利用にあたってのお願い	5
◆チラシ・ポスター・チケットについて	
◆ご利用打合せについて	
◆ご利用いただける駐車場について	
◆貼り紙について	
◆ホールの入り時間について	
◆楽器などの利用の制限について	
◆飲食・喫煙について	
◆終演後の清掃について	
3お申込み方法	7
◆ご利用までの流れ	
◆お申込み期間	
◆お申込み受付時間	
◆お申込み場所	
◆お申込み方法	
◆ご利用の変更・取消	
◆月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとする場合の申込み開始日	
4お支払い	10
◆使用料の納付	
◆使用料の払戻し	
5注意事項	11
◆利用の不許可	
◆利用の許可の取消し等	
◆利用者の遵守事項	
◆目的外利用等の禁止	
◆入館者の制限	
◆原状回復義務	
◆利用器具等の返還	
◆職員の立入り	
巻末資料・・・文化フォーラム春日井・視聴覚ホール概要	

1 文化フォーラム春日井・視聴覚ホールの概要

文化フォーラム春日井と(公財)かすがい市民文化財団について

- 1 文化フォーラム春日井は、「ギャラリー(1階)」や「視聴覚ホール(1階)」、「春日井市図書館(3・4階)」などで構成される複合文化施設です。
- 2 文化フォーラム春日井は、「芸術文化の振興に関する催し物」のためにご利用いただくことができます。※ご利用いただけない催しの例:企業セミナー、営利活動、布教活動等
- 3 文化フォーラム春日井は、(公財)かすがい市民文化財団(以下「財団」と言います。)が春日井市の指定を受け指定管理者として管理しています。

設備概要

- 1 舞台 4分割昇降式 (舞台高0.6m)
間口×奥行×高さ 9.28m×4.02m×3.4m
8.10m×3.60m×3.2m(実効)
※ 実効は固定幕を含む寸法
- 2 客席 198席(前部4列は手動移動式72席、後部5列目以降は電動収納式126席)
- 3 控室 2室(間仕切りを開けて1室としてご利用できます)

開館時間

- 開館時間 9時～21時30分
- 休館日 1 月曜日(祝日の場合は翌日)
2 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
3 その他、設備の点検等のため、臨時に休館することがあります。

ご利用区分とホール使用料(一日最大25,800円)

ご利用区分			ホール使用料
午前	9:00 ~ 12:00	(3時間)	7,000円
午後	13:00 ~ 17:00	(4時間)	9,400円
夜間	17:30 ~ 21:30	(4時間)	9,400円

(連続利用時)

ご利用区分			ホール使用料
午前・午後	9:00 ~ 17:00	(8時間)	16,400円
午後・夜間	13:00 ~ 21:30	(8時間30分)	18,800円
全日	9:00 ~ 21:30	(12時間30分)	25,800円

- 1 最長3日間まで連続してご利用できます。
休館日は含みません。詳しくは9ページをご覧ください。
- 2 ご利用時間には準備と後片付けに要する時間を含みます。
看板・花などの搬出入、ホワイエの準備・後片付け、ピアノ調律など、全ての作業が時間内に収まるようお願いいたします。
- 3 原則としてご利用時間を延長することはできません。
当日、他の利用に支障がなく、かつ利用時間の延長をする緊急性がある場合、超過または繰上をすることができます。ただし、超過または繰上時間1時間について、夜間の区分にかかる使用料の2割に相当する額をいただきます。

控室・給湯室

	仕様		施設使用料
控室B	約 8.5 畳	間仕切りを開けて 一室としてご利用できます。 ギャラリーと共有です。	無料
控室C	約 8.3 畳		
給湯室	1 室		

※ 控室Aはギャラリーの附属施設なのでご利用できません。

※ 2階施設も控室としてご利用いただけます(別途料金)。詳しくは別紙「2階施設ご利用の手引き」をご覧ください。

附属設備(有料)

	仕様	単位	使用料(円)
ピアノ	YAMAHA C. F. III	1台	4,120円
	KAWAI RX-A	1台	2,060円
音響反射板	幅183cm×奥行87cm×高さ462cm	1枚	300円
プロジェクター	DVD、PCなどに接続可 (PCはご利用者の持込みとなります)	1式	2,060円
展示用パネル	縦210cm×横120cm	1枚	50円

- 1 附属設備をご利用希望の場合は、ホールのご利用申込み時にお申し出ください。
- 2 ピアノの使用料に調律料および調律の手配は含まれておりません。
- 3 音響反射板をステージ上をご利用希望の場合は、ステージを上げることはできません。
- 4 音響反射板は、5枚で舞台フルサイズとなります。

※ 午前・午後・夜間の区分毎に使用料が必要となります

【例】 展示パネルを2枚、午前・午後でご利用された場合。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{展示用パネル} & \times & 2\text{枚} \times (\text{午前} + \text{午後}) \\
 & & \downarrow \\
 50\text{円} & \times & 2\text{枚} \times 2\text{区分} = \text{合計 } 200\text{円}
 \end{array}$$

2 利用にあたってのお願い

チラシ・ポスター・チケットについて

1. チラシ・ポスター・チケット等を作成する場合、日時・会場名・問合せ先などに漏れや誤りがないかを確認するため、印刷前に原稿をお見せください。(FAX 0568-82-0213)
 - ・ 主催者名・問合せ先(電話番号等)を明記してください。
 - ・ 地図などの交通案内を掲載し、公共交通機関の利用をご案内ください。
 - ・ 地図は、かすがい市民文化財団のホームページよりダウンロードできます。
<http://www.kasugai-bunka.jp/access/>
 - ・ 詳しい内容は別紙「広報支援サービスのご案内」をご覧ください。

ご利用打合せについて

1. 利用日の約1か月前に、ご利用内容について詳しくお聞きます。
日程調整のためにご都合の良い日時をお知らせください。(TEL 0568-85-6868)

必要資料

- ・ プログラム(原稿でも可)
- ・ 本番の流れがわかるもの(進行表など)
- ・ 一日の流れがわかるもの(タイムスケジュール表など)
- ・ 舞台業者が入る場合は、直接業者からFAXをお願いします。

ご利用いただける駐車場について

1. 文化フォーラム春日井地下駐車場

利用時間	8:30～21:30 (退館時間が21:30になる場合、21:45まで延長できます)
駐車可能台数	168台 (近隣の公共施設との共有駐車場です。あらかじめご了承ください)

貼り紙について

1. 貼り紙については、壁面・ガラス・扉へ直接貼り付けることはご遠慮ください。
2. チラシ・ポスター等の貼り付けは、下記掲示用備品をご利用ください。

掲示用看板	A3サイズ用紙が貼付可能(足高さ130cm)
サインスタンド	マグネット付のホワイトボード(幅56cm×高さ137cm)

ホールの入り時間について

1. 利用開始時間になりましたら、ホール、ホワイエおよび搬入口を開扉します。
2. 機材点検や事前準備のため、利用時間前にホールにお入りいただくことはできません。
3. 利用時間は、関係者全員に周知をお願いします。

楽器などの利用の制限について

当施設は複合施設のため、他施設に音が響くような楽器、音源の利用を制限させていただく場合があります。(低音が響きやすい和太鼓やドラムなど)

飲食・喫煙について

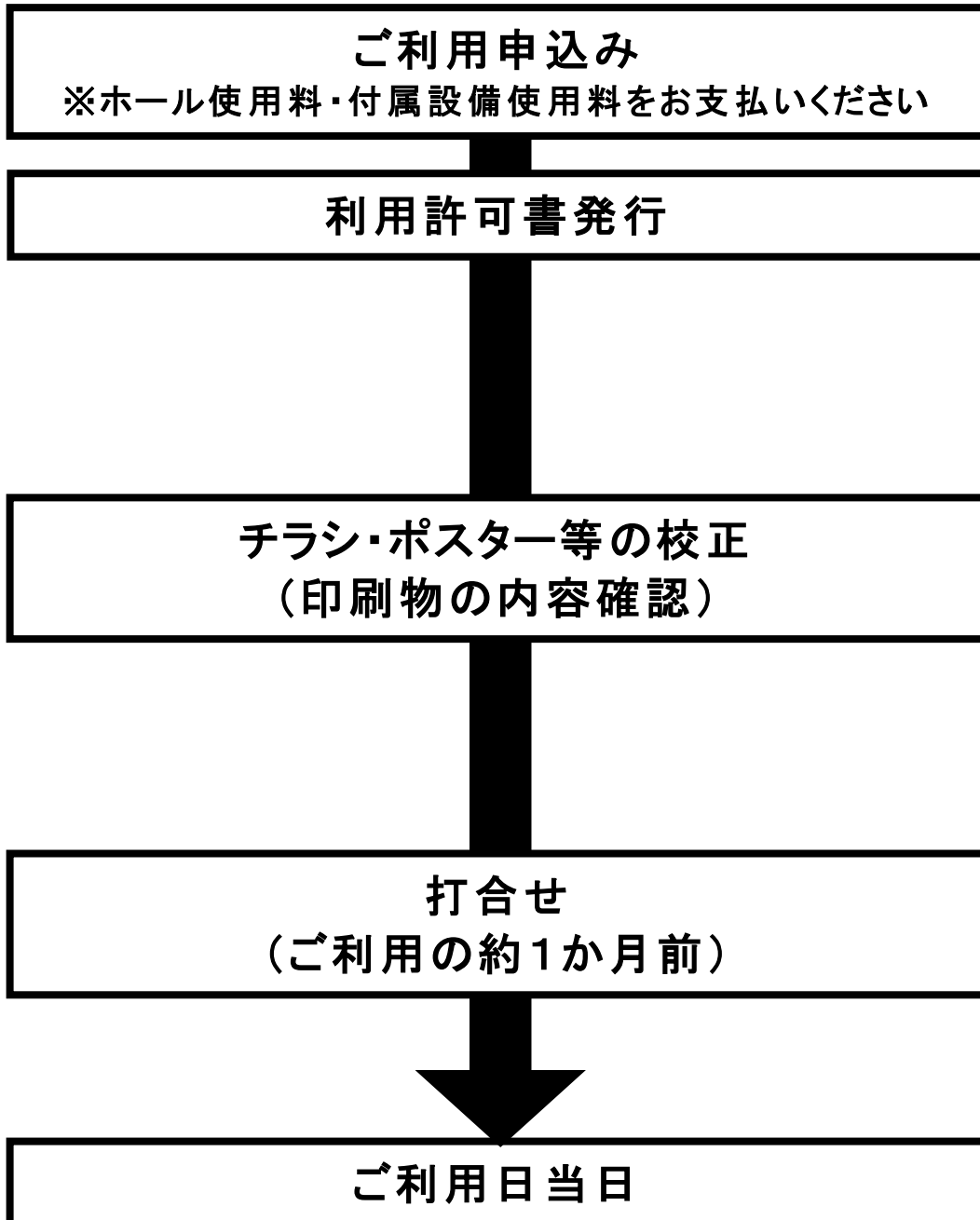
1. 施設内での飲食はご遠慮ください。関係者の飲食は、控室またはロビーをご利用ください。
※ ホール内での飲食は客席を全て取り除いた場合のみ可
2. 健康増進法により、施設内での喫煙は禁止となっております。

終演後の清掃について

1. 舞台・客席・ロビー・楽屋・給湯室を清掃してください。
2. ゴミは、利用者にてお持ち帰りください。
3. 利用した備品等は、元の位置にお戻しください。

3 お申込み方法

ご利用までの流れ



お申込み期間

6カ月前の初日から3日前まで

ご利用希望月の6ヶ月前の初日からご利用になる日の3日前までの間にお申込みできます。ただし、月の初日が休館日に当たる場合はその直後の開館日となります。

ご利用希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
お申込み月	10月～	11月～	12月～	1月～	2月～	3月～
ご利用希望月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お申込み月	4月～	5月～	6月～	7月～	8月～	9月～

※ 月をまたぐ連続した2日以上を利用する場合、7ヶ月前の初日からお申込みできますので、ご注意ください。(詳しくは9ページをご覧ください。)

お申込み受付時間

8時30分～21時30分

- 1 各月のお申込み初日のみ午前9時までのお申込みを一括して受け付けし、ご希望が重なった場合は抽選を行います。
※ 初日受付に参加される場合は、午前9時までにご来館ください。
※ ご来館の順番は、抽選には影響しません。
- 2 各月のお申込み初日の抽選終了後は、先着順で受け付けします。

お申込み場所

文化フォーラム春日井2階・事務室

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町5-44
TEL 0568-85-6868 FAX 0568-82-0213

お申込み方法

直接ご来館ください。

- 1 お申込みの際は、ホール使用料・附属設備使用料をお持ちください。
- 2 お申込みの際、催し物の内容について詳しくお尋ねしますので、催し物の内容についてよく把握している方がお越してください。
- 3 「文芸館利用許可申請書」、「ご利用内容確認書」に必要事項を記入していただきます。
- 4 電話によるお申込みは受け付けておりませんが、申込初日の電話での仮予約は受け付けております。
※仮予約は1週間有効です。1週間以内に本申請してください。

ご利用の変更・取消

- 1 「文芸館利用許可書」発行後に許可書の内容(ご利用日時など)に変更が生じた場合は、ご利用日の2日前までに「文芸館利用変更許可申請書」に「文芸館利用許可書」を添えて提出してください。
- 2 お申込み後に、ご利用者の都合により利用を取消す場合は、速やかに「文芸館利用許可取消承認申請書」に「文芸館利用許可書」を添えて提出してください。(使用料の払戻しについては、10ページをご覧ください。)

月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとする場合の申込み開始日

月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとするときの申込み開始日については、ご利用希望期間の最初の初日が属する月の6ヶ月前の初日に、お申込みできます。

- 1 例のように、8月31日と9月1日を連続して利用しようとする場合、2月1日にまとめてお申込みできます。
- 2 ただし、連続して利用しようとする内容に、関連性があり不可分である場合のみとします。
- 3 また、利用許可申請後の利用の取消しは、真にやむを得ない場合を除いて差し控えてください。

【例】

通常の申込み開始時期

日	月	火	水	木	金	土
8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3
← 2/1 からの申込み →			← 3/1 からの申込み →			

月をまたいで利用する場合の申し込み開始時期

日	月	火	水	木	金	土
8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3
← 2/1 からの申込み →			← 月をまたいで利用 →			

- 4 連続利用は、最長3日間(休館日を含まない)のご利用ができます。

【例】

月曜日が休館日の場合、日曜日から水曜日まで連続利用可能
 ※休館日に施設内で作業を行うことはできません

日	月(休館)	火	水	木	金	土
8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3
← 28日、30日、31日の3日間連続利用可能 →						

4 お支払い

使用料の納付

- ご利用申込みの際に、ホール使用料・附属設備使用料を現金でお支払いください。
※ やむを得ない場合のみ、振り込みでも可
- ご利用日に追加・変更した附属設備などの使用料は、ご利用最終日のお帰りまでに、事務室にて現金でお支払いください。

使用料の払戻し

一度お支払いいただいた使用料は、次の場合にのみ払戻しいたします。

払戻しの理由	払戻しの金額
公共の福祉のためやむを得ない理由により、財団理事長が利用の許可を取消しまたは中止を命じたとき。	使用料の100分の100
災害その他ご利用者の責めに帰さない理由により、利用できなくなったとき。	使用料の100分の100
ご利用者が、利用日の10日前までに利用の取消しまたは許可事項の変更を申し出た場合において、相当の理由があると財団理事長が認めるとき。 1 利用日の30日前まで……………	使用料の100分の100
2 利用日の20日前まで……………	使用料の100分の70
3 利用日の10日前まで……………	使用料の100分の30

5 注意事項

利用の不許可

【春日井市文芸館条例 第5条】

次の各号のいずれかに該当するときは利用を許可しないことがあります。

- 1 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認めるとき。
- 2 文芸館をき損し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
- 3 文芸館の管理上支障があると認めるとき。
- 4 その他財団理事長が適当でないとき。

利用の許可の取消し等

【春日井市文芸館条例 第8条】

次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用の中止若しくは退館を命ずることがあります。それにより生じた損害について財団はその責を負いません。(使用料の払戻しについては、8ページをご覧ください。)

- 1 春日井市文芸館条例、同条例施行規則、許可に付けられた条件、および財団理事長の指示に従わなかったとき。
- 2 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- 3 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

利用者の遵守事項

【春日井市文芸館条例 第7条、同条例施行規則 第8・9条】

次に掲げる事項を守ってください。

- 1 文芸館の施設等の収容定員を超えて入場させないでください。
- 2 文芸館内外の秩序を保つため必要に応じて整理員を置いてください。
- 3 文芸館の原状の変更または回復、文芸館に入館する方の整理その他文芸館の施設等の利用については、職員の指示に従ってください。
- 4 入館者に次に掲げる事項を守っていただくようお願いしてください。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙または火気を使用しないでください。
 - (2) 文芸館内を清潔に保つようご協力ください。
 - (3) 騒音を発し、または暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないでください。
 - (4) 所定の場所以外に出入りしないでください。
 - (5) その他文芸館の管理上不相当と認められるような行為をしないでください。
- 5 許可の際に付けられた条件に従ってください。

目的外利用等の禁止

【春日井市文芸館条例 第9条】

文芸館の施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を他人に譲渡し若しくは転貸することはできません。

入館者の制限

【春日井市文芸館条例 第14条】

次のいずれかに該当する方に対して、文芸館への入館を拒絶し、または退館を命ずることがあります。

- 1 感染症にかかっている方
- 2 危険な物品を携帯し、または動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う方
- 3 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認められる方
- 4 文芸館をき損しまたは滅失するおそれがあると認められる方
- 5 文芸館の管理上支障があると認められる方

原状回復義務 【春日井市文芸館条例 第11・13条、同条例施行規則 第14条】

- 1 文芸館の利用を終わったとき若しくは利用の許可を取り消されたとき、または利用の中止を命ぜられたときは、直ちに文芸館を原状に復してください。
- 2 原状回復義務を履行しないときは、財団理事長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収いたします。
- 3 故意または過失により文芸館をき損し、または滅失した方は、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示に従ってください。

利用器具等の返還 【春日井市文芸館条例施行規則 第15条】

文芸館の施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した設備および器具を職員立会いの上返還してください。

職員の立入り 【春日井市文芸館条例施行規則 第10条】

文芸館の管理上の必要により、利用している文芸館の施設等を職員が出入りする場合は、これに応じてください。

公益財団法人かすがい市民文化財団
〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町 5-44
文化フォーラム春日井
TEL:0568-85-6868 FAX:0568-82-0213
メール: sss@kasugai-bunka.jp
ホームページ: <http://www.kasugai-bunka.jp/>